

日本排尿機能学会公認ガイドラインおよび排尿機能学会誌の 転載に関する規定

2015 年 2 月 19 日制定

2017 年 3 月 5 日改定

2021 年 9 月 8 日改定

1. 本規定は、日本排尿機能学会 (以下JCS)が公認するガイドライン、適正使用指針および排尿機能学会誌からの転載に関する規定を定める。
2. JCS公認ガイドライン、適正使用指針および排尿機能学会誌からの転載を行おうとする者は、別紙の「転載許可申請書」を作成の上、別紙の「転載要領」に従い、転載とその内容についてJCSから許可を得るものとする。
3. JCSに対して許可の申請があった場合は、事務局長が申請内容の妥当性を検討する。
4. 事務局長は、必要に応じてガイドライン委員会、あるいは学術委員会と協議し、その結果を理事長に報告する。
5. 転載は、以下の点を満たす場合にのみ許可する。
 - 1) 原文を修正していないこと
 - 2) 他の部分と明確に区別されていること
 - 3) 出典が明記されていること
 - 4) 原典の趣旨に沿っていること
 - 5) 転載部分の占める割合が全体の 50%以下であることを目安とする
6. 転載の許可は理事長名で行う。
7. この規定は2021年10月より適用する。